

曆十八年日本 三月遂に義智と同行く朝鮮の都を發出せり

通信使入洛到聚樂亭并歸國之事

日本 天正十八年庚寅夏四月下旬對馬守義智朝鮮の黄允吉金誠一許箴等の三使を伴ひ釜山浦を發船して對州に歸り暫く勞を慰め對州を出船して海路恙なく同年秋七月京都に到り紫野龍寶山大徳寺と旅館とに此時ありて太閤秀吉ハ北条征伐として當三月小京都を出陣有て小田原一發向有りとゆゑ歸洛を待居るるほどなく北条門旗打亡ぼせりて同年九月凱陣あり新なる殿閣を造作せり聚樂亭に於て朝鮮の三使を謁見して朝鮮王より書

翰進物を座上小捧げ黄允吉金誠一許箴等一同に立て三拜し盃礼の事終て三使城と下り其後之使のもれ報書を受け歸る時太閤義智に命じて曰吾ハ大明に通せんと言ふ朝鮮王先導として可からず此意を朝鮮王に達しべしとて義智命と奉じて三使を伴ひ京都を發是れこの時三副使を始め一行は白銀を賜ふ翌天正十九年辛卯の春義智之使を同伴して恙なく對州へ歸り蘆長老調信護送して朝鮮に至り東平館に止宿し秀吉の嚴命を朝鮮王に諭しけり也も領掌の答へたり兩人も義智より委儀と云ひ含め有るを猶又再之事の利害を説き朝鮮會より

容び然れども三使を護送せるの勞を慰め厚く謝す

朝鮮 辛卯 本天正十九年 春通信使黃允吉金誠一等日本

より回平調信玄蘇と俱る來る允吉等去年四月二十九

日釜山海より船に乗對馬に抵り留る事一月又對馬よ

り水路四十餘里より壹岐島に至り博多郡古屋長門州と

歴て七月二十二日始て日本の都に到る蓋日本入りごと

迂り廻りたる路と通行せさせその一處に於て滞留せ

しゆ急うこれごとく月と累経てややく至る日本都

あくハ大利の中は旅館に折節平秀吉ハ往て東山道と

撃つ留る居る事數月より秀吉回るといひやれ又殿閣
の修治の事とせ國書を受け允吉等前後五箇月とて
漸く使意を傳へて日本少ては其天皇と尊び秀吉を以
下皆臣下の礼ありて秀吉も日本こそを王とは稱へ但
殿白と稱へ或ハ博陸侯と稱ふ殿白とは漢の霍光の謂を
ゆふ凡そ事とな先づ殿白いと云ふ語を取てこれと稱ふ
はなす其通信使のありらむハ轎に乗て宮門に入る事と
許し前列ハ道らざる音樂と奏し堂に陞つて礼を行ふ秀
吉の容貌矮く陋しく面色黧黒しく異たる人相ハあり
は但眼の光を閃くとして人を射る勢いあり三重の席と

設け南小向て平座一紗帽の冠むちと戴き黒き袍と穿て
諸臣數人列座せり三使を引て席に就しめ宴具の飾り
てハ設け前一の卓と置上ふ熟たる餅一器あり瓦甌
と以て酒を行ふ酒ハ濁酒なり其礼式至て簡易なり一
二度盃を巡りて罷ぬ様揖し盃の酬酢するかの礼節と
てハ無るなり頃有て秀吉ふと座を起て帳内に入る席
小あや合ふ諸臣ハ皆動らばやぐ一人平服して小見と
抱き内より出て堂の中と徘徊らる或視るふ乃ちさきの
秀吉かち座中の人を俯伏して居たるのちを已り
て楹外と臨み朝鮮の樂工等命に盛むる衆樂と奏せり

めてあれを聴き居たりるふ小見たちも秀吉の衣服
の上遺溺せり秀吉笑ひて近従の者と呼ぶ時一人の
侍女聲を應じて走り出づれを小見と授けくまも他の衣
服と更ふらぐて意を肆りて自得するさまは傍ら小人
無らぐ朝鮮の使臣あいきりて出づ其後ハ再び見る
事を得び使副使銀四百兩つ與一書状官判事やく以下
位の高下よりして夫は賜物あり扱朝鮮の使臣歸國せ
む事とむ一やも返翰とわさる先づ使者をのり發足し
るき由かり金誠一云く吾使臣として國書を持来る若報
書無くハ主命と草莽を委るに同しとて黄允吉ハ長く留

めりしむ事と惧し遷き發見し泉州堺の濱に至りてこれ
と待つれり答書出来りれども恃慢し其文言なれ
は我王の意小くむくつとく金誠一これと受るる書改
めざらざる事數度及び受取りて數見せし凡て其通
行の路らるる日本入より贈り物あれども金誠一のみ
皆返却せけり兩人より小朝鮮は還り釜山小泊る時黄允
吉より先づ人を馳て日本の情形と陳一必定兵禍有るべ
しと申しぬ程なく都は登り返詞をきくふ國より尋
らりて黄允吉ハ前の如く答一金誠一を吾彼の様子を索
るる允吉の言ふ如き氣味と見つけば允吉が詞ハ人心を

動搖して空々しくいふ是は於て議するもの或ハ允吉
の詞を主と或ハ誠一が詞を是として評議匡むかや成
龍ときふ誠一に問て云是下の詞ハ允吉と同トらるる凡
一允吉が考のごとく兵禍有らば奈何とのゆる誠一云吾
も之實ハ日本の終小兵と動らるる事とされしとされど允
吉の言太くしてさて内外の人ハ驚き騒がし事を懼る
ふよと此を静めしむが為めなつと云々

琉球朝貢并和情報大明之事

日本此時琉球國王と尚寧と云つて父尚永近が逝去志
て尚寧より讓りを受け國內安泰よりして五穀豊饒なり太

閻秀吉イデ兼イ其威イと大明イ返イも輝イのまむと欲イく先朝イ鮮イと
 征伐イの心イある小琉球イもまた大明イは属後イと聞イらるるゆ
 志イ是イともさきイ後イぐむイて薩州イの島津イ義弘イの命イせら
 る貢物イと捧イげ服従イとイ若イくイたイるイむイバ大軍イと下イし
 攻イ込イばイさイむと云イふイと義弘イと天龍寺イ桃庵イ和尚イと使イと
 して琉球イの長吏イ鄭廻イと云イふ者イは其由イと通イらるる小尚寧イ
 の父イ逝去イして程イ無イけイもイ只イ管イ異イたイきと冀イふ所イて違背イ
 なく其命イは後イに大慈寺イ西院イと云イふ僧イと以イて種イくイの貢
 物イと献イしぬ使僧イ日本イ一渡海イ一京都イ上イり衆樂亭イに至イり
 々イもイ太閤イ秀吉イ對面イありて使僧イ以下イ饗應イ種イく丁寧イなり

秀吉イの俗イく遠イく海路イと徑イて聘礼イと致イし吾命イは随イふ事神
 妙イなり就イてハ今イより大明イ一乃イ通信イを絶イち貢船イと止イむ
 汝國イは歸イりて此事イと尚寧イは語イげ琉球イより大明イ一使イと
 遣イし日本イ一聘礼イと通イぐべき旨イ旨イく取繕イふイ大明イ此事イ
 と承イ引イせイもんは部兵イと發イして征伐イとイ早イく此事イと告
 ぐイアイもイ使僧イ節イと持イて歸イりて琉球イ王イ一太閤イの嚴命イと
 達イし々イもイ是イに於イて衆議イ匡イなるイ終イに鄭礼イと云イふ
 臣イとして福建イ一渡海イせイ巡撫イ使趙參魯イと以イて明朝イ一
 奏達イけイ福建イ一琉球イ館イありて又イ福建イの許儀イ俊イと云イふ者
 日本イ一擄イとイちイて薩州イ一りて同郷イの朱均旺イと云イふ者イと

とも小太閤の外侵の志ある事を傳へ聞て福建の守臣
 は告げ又陳申と云者琉球は寓居しつゝ大明の回
 り此事を奏しつゝ朝鮮よりは未だ注進無きゆ之若くハ
 日本小志と通し二心ありてこの事を奏せしむる人皆疑
 ふ程は朝鮮の使臣大明に至り和人より變を生し入寇
 近き有べき旨と奏聞せり

韓記曰秀吉遣書于琉球其趣曰吾勃興于蓬萊順武威之
 運六十餘州既入毅中殊域遐方來庭者不少吾將征大明
 是天所授也爾琉球味通聘帛吾欲遣兵征之而原田孫
 七郎以商船之有利故屢往來于琉球此日俾近臣達告吾

曰速赴琉球說本朝征國之旨則其來享不可疑焉是故余
 暫宥之來春出師之日速可來謁若怠而不到則其必遣大
 兵燒其城郭廢其島民不可運于掌上琉球得此書大驚使
 官臣鄭礼齋之赴于大明依福建巡撫使趙參魯而告日本
 入寇之旨又江右人許儀近歲在薩摩而事醫業與同鄉朱
 均旺相議乃依福建守臣告之守臣達之大明帝未敢恐之
 唯命海邊兵士整調軍船而已琉球不及回翰而止焉
 嚮朝鮮より通信使と渡り時太閤の命は吾れ大明の
 通せむと欲し朝鮮を先導とせむとかなしめて朝鮮より
 も使臣として大明の事情を伺はせむとかなしめて太閤先朝

鮮と征伐有べしとの事ハ琉球國より連江注進せらるる程かれを西南の異邦とも大小聲聞くるともきこえり南海中の諸蕃多く大眼一服従一朝貢せる中おも暹羅國々大眼一使と遣一表と奉貢せしものと捧げ且量衡とも乞國中の式としてるれは後ひなれば撥兵も遣せしむと奏聞せしむる

白石新井氏采覽異言曰萬曆二十年九月經略侍郎宋應昌奏達暹羅國王使握叭喇等願督兵蕩勦倭巢是我勝國主侵伐朝鮮時事也萬曆二十年歲次壬辰當元祿元年朝鮮此時日本の書有率兵超入大明之語柳成龍謂らく

當り即ち事の由を眼朝に奏聞あるべしや首相議政府の大臣領議以為思くは眼朝より吾國の松小日本に通じる事と罪せしむれば如何せん先れと津隠さむは如何と成龍云く事は因て往來するハ隣邦國を有つものやとて叶ふ所既成化の間より日本より朝鮮に因て貢と中國に入れし事を求めし事あり明成化當り日本應仁の大乱あり又皇明通紀大祖洪武四年九月日本國王良棟遣使朝貢しと云く洪武四年八月光嚴帝應安四年辛亥年此時菊池氏九州に於て後醍醐帝皇子棟良親王を奉りて王と一使と明一遣をせし故に明史に日本國王と其時も奏聞て眼朝より返翰ありて諭し給つる例あり前事已然と獨今日の是非は今諱し隱

一々奏聞せんを大義に於て怒るべし況や日本若し
 實に大服を犯しせむるの謀有て他所より奏聞らん時
 は及つて日本は同心して隠し諱むの疑いとうむし
 らば其罪を私に通信する咎めよきし甚しきんや云け
 れば諸臣のうろ柳成龍の議と是とらる者多くて遂に
 金應南等と遣り急ぎ馳て明朝に奏せしむ時は福建の
 人許儀俊陳申と云者日本に擄を居たりしが已に内
 密に明朝に日本の情を報げ及び琉球國の世子尚寧より
 も連ふ使を以てこの事を報げらる獨朝鮮よりの使未
 し来らざるべし大服も朝鮮國日本に貳心あるのや

疑ひ議論やうしやうしと問老宰相許國まくと朝鮮
 使ひよ來りて人ふて獨言て曰朝鮮ハ至誠を以て大國の
 事ふやのるの國ゆえ必び日本は與に叛らうらび姑くこ
 れを待つきかんと其言未だ久しうらびて金應南等奏
 書と賞ち到りてゆえ許國大小喜び一統の疑始て釈ら
 朝鮮は日本の兵と憂ひ邊事を熟したる宰相と扱ひ
 巡察使と三道慶尚全小下して以て之を備へたる先づ金
 暉と慶尚道の監司一道と統領を人命とも司ると云へり
 巡察使とも巡察使とも云ふ位階二品
 とし李洸と全羅の監司と尹先覺と忠清の監司と器
 械と備へ城地と修葺せしむ慶尚道は八城と築く事尤多

先永川清道三嘉大丘星州金山東萊晋州安東尚州など
 縣々州々のやく處と軍法の如く左右の兵營と築きたて
 或ハ固くある處ハ修補を加へたりこの時は昇平既
 久して中外の臣民安佚は徃て差掛るる勞役と忌み憚
 り怨らみ惡むの聲路小載て囂しるけり陝川の人前典
 籍やく李魯より柳成龍を書と貽て云く多く城壁を築き
 民の力と勞するハ計り事れ過まらなむ且一嘉城ハ前
 小鼎津と阻てたつ如何ぞ日本の兵羽あつべし能く飛
 渡らむ何為浪りて城を築き民と勞せると云い送るる
 こと夫萬里の蒼海を以てまら倭軍と禦ぐ事能くべ況

城

しや一衣帯の如き流水を以て倭軍の必は渡らざる事と
 頼むべきまららび李魯の理は昧き事なう一時の人論議
 せざる此のぶら弘文館より書と司る文書付と上り
 てこれを論び然るふ西南の築く所皆形勢とのところら
 其上地面濶くく衆軍と容るるを以て専務とい晋州の
 城の如き險阻は據て守るべき城なるは是も亦も
 小なるとして東面は移して平地はまらぬ其れハ其
 後倭軍此より城にせめ入て城遂に保つ事と得ざる大
 低城ハ堅く小なるを以て貴きもの然るは其廣くは
 事と恐るは是の時の議論の然らむる処なる軍政の

大将と扱むの專要、隊伍を組し合せ、兵士と練り習ひ、
その方が至るまでは百も一つも挙る事なく、座して敗る至
れり。倭軍連る内郡と陷れ、朝鮮の軍勢等風と望むで潰
之散り、敢て鋒きと交る者無き、凡そ邊司やく小備、
ふるの諸臣、日く小岡下、小聚り、備禦の策を評議ひせ、計
は為づき事あり、或人の商ひ、ひやう議は、今倭軍善
く槍刀と用ふる我國堅甲の敵と御づき、故に敵も
事能く、當り厚き鉄と以て、淵射甲と作せられ、被て敵
陣は突入るも、さハ敵も刺さるべき透間あり、必し勝べ
しと云ふ衆人然りと云ひ、是は於て大工匠を聚めて

昼夜のり、て打造、丸に柳成龍ひ、以て不可なつと敵
と闘ふ事ハ雲の如く、小合ひ鳥の如く、小散り、最も捷疾き
を責ふ、既に淵射甲を被て、其重き事勝り、くびりて身
の運轉も、不自由なれ、何ぞ敵と殺ら、事をもひと云ひ
々、れやも、あれを用ひ、然れども、數日、うて衆人、其用ひ
難き事と知り、遂に小罷たり、
又臺諫司諫ハ堂大臣、見えて計を言ふ、と請ひ、中
一人、氣を盛ん、みりて大臣の謀なきを、存り、る者あり、
側より、何の策あり、と問へば、對て曰く、漢江の邊は、於て
多く、高き柵と設け、敵として上る事を、得ざし、や我ハこ